# 熊本型特別栽培農産物取扱要領

(平成2年8月23日付け経普第575号農政部長通達)

#### 第1 趣旨

この要領は、本県に対応した特別栽培農産物の生産基準を定め、当該生産基準に則して生産された農産物であることを認証するとともに、適正に表示された「熊本型特別栽培農産物」として消費者に提供するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義等

1 認証及び熊本型特別栽培農産物

認証とは、別紙1に定める熊本型特別栽培農産物生産基準(以下「生産基準(別紙1)」という。)に則して生産された農産物であることを、第3に定める認証基準に基づいて県が確認する行為をいい、当該認証を受けた農産物を熊本型特別栽培農産物という。

#### 2 栽培責任者

- (1) 栽培責任者とは、ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
- (2) 栽培責任者は、生産者を兼ねることができるものとする。
- 3 確認責任者
- (1)確認責任者とは、県内に事務所等を有する農業協同組合、出荷団体、法人、 農業者の組織する団体等の長であって、熊本型特別栽培農産物の栽培管理状況 等を調査し、栽培責任者による生産及び出荷が適正に行われていることを確認 するとともに、その管理指導を行うものをいう。
- (2)確認責任者は、確認内容の信頼性を高める必要性にかんがみ、地域の農業に 精通し、技術的な指導が可能な者であることとし、原則として栽培責任者を兼 ねることができない。

#### 4 生産者

生産者とは、原則として熊本県内に住所を有し、県内のほ場において熊本型特別栽培農産物の生産及び栽培管理等を行うもの(法人の構成員を含む)であり、確認責任者が次の各号の要件をすべて満たすと認めるものをいう。

- (1) 生産基準(別紙1)に則した栽培が継続して実施できること。
- (2) 熊本型特別栽培農産物の生産及び出荷に関し、適正な管理ができること。

- (3)「くまもとグリーン農業」生産宣言・応援宣言制度実施要領の規定によるくまもとグリーン農業生産宣言申出(以下「生産宣言申出」という。)を行っていること。
- (4) 一品目当たりの面積が1アール以上あること。

#### 第3 認証基準及び認証機関

- 1 認証基準は次の各号のとおりとする。
- (1)生産基準(別紙1)に基づき、栽培責任者が品目ごとの栽培基準を定めていること。
- (2) 栽培責任者及び確認責任者が栽培ほ場を特定していること。 なお、生産者は必要に応じて、ほ場に立て札等を設置することとし、表示方 法の例は別紙2のとおりとする。
- (3) 栽培責任者が第4の1の規定による生産計画書を作成していること。
- (4) 各生産者における栽培基準の遵守を確認責任者が確認していること。
- 2 認証は、熊本県知事(以下「知事」という。)が行う。
- 3 知事は、認証を行うにあたり必要な場合は、生産者、栽培責任者及び確認責任 者からの聞き取り調査及び現地調査を行うことができる。

#### 第4 計画承認

- 1 確認責任者は、熊本型特別栽培農産物生産計画承認申請書(別記第1号様式の 1)に次の各号に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。
- (1) 栽培基準(別記第1号様式の2)
- (2) 生産計画書(別記第1号様式の3)
- (3)誓約書の写し及びくまもとグリーン農業生産宣言申出書(過去に熊本型特別 栽培農産物の生産を行った実績がない生産者又は品目のみ)
- 2 前項の書類提出は栽培開始前(永年性作物にあっては前作の収穫終了時)まで に行うものとし、申請受付期間は次の各号のとおりとする(土日・祝日に当たる 場合は翌開庁日)。
- (1)6月1日~6月15日
- (2) 9月1日~9月15日
- (3) 12月1日~12月15日
- (4) 3月1日~3月15日

- 3 知事は、審査の結果、提出された栽培基準及び生産計画書等が適正であると認めたときは、計画の承認を行い、熊本型特別栽培農産物生産計画承認通知書(別記第1号様式の4)を確認責任者に送付する。
- 4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日 法律第175号。以下「JAS法」という。)の規定による認定生産行程管理者(以下「JAS生産行程管理者」という。)が申請を行う場合は、次のとおりとする。
- (1) JAS生産行程管理者は、熊本型特別栽培農産物生産計画承認申請書(別記第1号様式の1)に次の各号に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。
  - ア 栽培基準(別記第1号様式の2)
  - イ 国から登録を受けた認定機関に提出した生産計画の写し
  - ウ 生産者名簿
  - エ 認定書及び定期検査の証拠書類等の写し
- (2) 知事は、第4の3の規定に準じて、計画の審査及び承認等を行う。
- (3) JAS生産行程管理者が計画の承認を受けた場合は、第6の規定による認証申請は不要とする。

ただし、JAS生産行程管理者は、生産基準(別紙1)を満たさないことが明らかになった場合は、直ちに第7の規定による表示を中止し、知事に報告を行うものとする。

#### 第5 変更及び申請取下げ

- 1 確認責任者及びJAS生産行程管理者は、第4の規定による計画承認を受けた後、次の各号に定める申請内容に変更が生じたときは、熊本型特別栽培農産物申請内容変更届(別記第2号様式の1)を知事に速やかに提出するものとする。ただし、(2)の変更については定植終了から10日後までとし、品目及び作型の変更は認めないものとする。
- (1) 団体名、確認責任者名及び住所
- (2) 生産ほ場の所在地及び面積
- 2 確認責任者及びJAS生産行程管理者は、作付を行わないこと並びに、生産過程等で生産基準に適合しなくなった場合は、熊本型特別栽培農産物等計画中止届 (別記第2号様式の2)を知事に速やかに提出するものとする。

#### 第6 認証

- 1 確認責任者は、出荷前にほ場見回り等による栽培確認を行った後、熊本型特別 栽培農産物認証申請書(別記第3号様式の1)に次の各号に定める書類を添付し、 知事に提出するものとする。
- (1) 生産確認書(別記第1号様式の3)
- (2)確認記録簿及び生産履歴記帳簿の写し
- 2 前項の書類の受付時期は収穫開始予定日の3週間前から10日前までとする。
- 3 知事は、審査の結果、提出された生産確認書及び各記録簿等が適正であると認めたときは、当該農産物の認証を行い、熊本型特別栽培農産物認証決定通知書(別記第3号様式の2)を確認責任者に送付する。
- 4 認証の有効期間は、第6の3の規定に基づく認証決定の日から当該認証に係る 熊本型特別栽培農産物の販売を終了する日までとする。
- 5 第5の2に定める計画中止届が行われず、正当な理由なく認証申請が行われない場合は、計画承認を取り消されたものとし、当該確認責任者に対する翌年度の認証を行わないものとする。

#### 第7 表示

- 1 熊本型特別栽培農産物に係る共通商標を「有作くん」とし、表示方法は別紙3の1のとおりとする。
- 2 出荷における栽培基準等の表示については、次の各号のとおりとする。
- (1) 栽培責任者又は確認責任者は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)の定めに基づく事項及び方法により表示を行うものとし、表示方法の例は、別紙3の2のとおりとする。
- (2) JAS生産行程管理者は、JAS法等関係規程で定められた方法に従って表示を行うものとする。
- (3)流通段階における表示は、栽培責任者又は確認責任者により出荷容器等を用いて行うか、又はその表示内容を転記することによって行うが、表示内容に変更を加えてはならないものとする。
- 3 認証を受けた栽培責任者又は確認責任者は、くまもとグリーン農業マーク使用管理規程によるグリーン農業表示マーク(以下「グリーン農業表示マーク」という。)を出荷容器等に貼付又は印刷し、認証品目を販売することができる。

#### 第8 実績報告

1 確認認責任者及びJAS生産行程管理者は、年度内に認証を受けた熊本型特別 栽培農産物の取扱実績について、翌年度の5月1日までに熊本型特別栽培農産物 取扱実績報告書(別記第4号様式)及び確認記録簿の写し(JAS生産行程管理 者を除く)を知事に提出するものとする。ただし、翌年度の5月1日時点で収穫 又は出荷が継続している場合は、収穫終了後速やかに、出荷見込みを記載した実 績報告書を提出するものとする。

なお、実績報告の提出がない場合は、翌年度の認証を行わない、又は取り消す ことがある。

#### 第9 責務

- 1 生産者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
- (1)生産基準(別紙1)を遵守するとともに、生産履歴記帳簿に記帳し、その実績を報告すること。
- (2)環境と調和のとれた農業生産活動を実践し、その実績を報告すること。
- (3) 熊本型特別栽培農産物の生産及び出荷が適切かつ円滑に行われるよう、管理組織を設置する等体制の整備に努めること。
- 2 栽培責任者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
- (1) 栽培基準及び生産計画書(確認書)を作成し、確認責任者に提出すること。
- (2) 栽培基準及び生産計画書に沿った栽培管理及び適正な出荷に努め、その取組 内容を生産履歴記帳簿に記帳し、確認責任者に提出すること。
- (3) 栽培基準に記載された施肥及び防除の時期又は資材等を変更する場合は、確認責任者と協議し、その了解を得ること。
- 3 確認責任者は、次の各号に定める責務を負うものとする。
- (1) 栽培責任者から提出された栽培基準、生産計画書、生産履歴記帳簿について、 栽培ほ場、品目、生産方法等を確認し、必要に応じて栽培責任者及び生産者に改 善の指導を行うこと。
- (2) 栽培期間中に少なくとも1回以上生産ほ場に赴き、生産ほ場の状況、生産履歴 記帳簿の記載状況を調査するとともに、記録に沿った適正な管理が行われている か確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
- (3) 第7の規定に基づく適正な表示が行われていることを確認するとともに、くまもとグリーン農業表示マークの使用についても、くまもとグリーン農業使用管理 規程に基づき適切な管理を行うこと。
- 4 前2項の規定による生産履歴記帳簿等は、栽培した翌年から起算して3年間保 管すること。

#### 第10 認証の取消し

- 1 知事は、第3の規定による認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認した場合は、直ちに当該認証を取消し、併せて、栽培責任者及び確認 責任者に対してグリーン農業表示マークの使用を中止させるものとする。
- 2 知事は、栽培責任者及び確認責任者がグリーン農業表示マークを不正に使用 したことを確認した場合は、前項と同様に取扱うが、併せて、翌年から起算し て3年間は、当該栽培責任者及び確認責任者に係る認証を行わないものとする。

#### 第11 立ち入り調査及び改善指示

- 1 知事は、必要に応じて栽培基準及び生産計画等に則し適正な栽培及び流通管理が行われているかについて、生産者、栽培責任者及び確認責任者に報告を求め、記録薄等の提示を求めるとともに、現地調査及び当該農産物の抜き取り調査を実施することができる。
- 2 知事は、前項の調査の結果、必要と認める場合は、改善のための措置を講ずるよう生産者、栽培責任者及び確認責任者等に指示することができる。

#### 第12 業務委託

- 1 知事は、第4から第6まで、第8及び第10に規定する計画承認、変更及び 申請取り下げ、認証、実績報告並びに認証の取消しに関する業務を委託するこ とができる。
- 2 知事が、前項の規定により業務を委託する場合においては、前項の規定の適 用については「知事」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

#### 第13 その他

この要領に定めるもののほか、熊本型特別栽培農産物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成2年8月23日から施行する。

附則

この要領は、平成3年11月5日から施行する。

附則

この要領は、平成4年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成11年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年9月10日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。なお、第2の5については、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年12月25日に改正し、平成19年4月1日から施行する。 ただし、この要領の施行時点で生産・収穫が継続している農産物については、改正前の要領を適用することとする。

附則

この要領は、平成22年12月13日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

附則

この要領は、平成26年9月25日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月20日から施行する。ただし、この要領の施行時点で生産・収穫が継続している農産物及び平成28年12月1日から12月15日までの計画承認手続きについては、改正前の要領を適用することとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1 熊本型特別栽培農産物生産基準

基準項目			生産基準の内容		
品目			本生産基準の対象品目は、米、野菜、果樹、茶のうち農薬の使用回数及び化学肥料(窒素成分)の施用量について、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく熊本県慣行レベル(以下、「県慣行レベル」という。)が設定されている品目とする。ただし、慣行レベルが設定されていない品目にあっては、栽培期間中に化学肥料及び化学合成農薬を使用していない場合に限り対象とする。		
生産の原則		原則	農業の持つ自然循環機能の維持増進を図るために、次の生産の原則に基づくものであること。 ①化学的に合成された肥料及び農薬の使用の低減を基本とすること。 ②堆肥等有機物による土づくりによって土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。 ③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産すること。		
生産の基準	施肥量	有作くん	栽培期間中の肥料の総使用量(窒素成分)が県慣行レベル以下、かつ、化学肥料の使用量(窒素成分)が県慣行レベルの5割以下であること。		
		有作くん 100	栽培期間中に化学肥料を使用していないこと。慣行レベルの設定がある品目では、栽培期間中の肥料の総使用量(窒素成分)が県慣行レベル以下であること。		
	農薬の 使用 回数	有作くん	栽培期間中の化学合成農薬の有効成分の延べ使用回数が、 県慣行レベルの5割以下であること。		
		有作くん 100	栽培期間中に化学合成農薬を使用していないこと。		
	カウントしない 農薬		①天敵 ②フェロモン剤 ③特定農薬 ④有機農産物の日本農林規格第4条の資材 ⑤化学合成農薬に該当しない農薬(ポリオキシン複合体、カスガマイシン、バリダマイシン、ストレプトマイシン硫酸塩)		
表示方法			出荷資材等への表示 (別紙3)、くまもとグリーン農業マークシールの貼付		
遵守すべき事項等			農薬取締法、肥料取締法、家畜排せつ物法、食品衛生法、 熊本県食の安全安心推進条例等の環境保全及び食の安全性 の確保に関する法令等に定める事項を遵守。周辺から化学 肥料及び化学合成農薬の流入又は飛来がないように必要な 措置を講じること。		

### 別紙2 ほ場立て札表示例

熊本型特別栽培農産物生産ほ場	
(農林水産省新ガイドラインによる	,)

ほ場番号(又は地番):

面積: アール

特別栽培開始年月日: 年 月 日

栽培責任者 氏名 〇〇 〇〇

#### 別紙3 共通商標及び表示例

1 共通商標(できるだけ、字体も下記のとおりとする。)

# 有作くん

#### 2 表示例

#### 例1) 有作くん

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬: 当地比〇割減化学肥料(窒素成分): 当地比〇割減

栽培責任者: 住所 : 連絡先 : 確認責任者: 所在地 : 連絡先 :

## 例2) 有作くん100

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農薬:栽培期間中不使用 化学肥料(窒素成分):栽培期間中不使用

栽培責任者: 住所: 連絡先: 確認責任者: 所在地: 連絡先:

#### セット表示例

化学合成資材の使用状況						
使用資材名	用途	回数•量				
	殺虫	回				
	殺菌	回				
	除草	回				
	基肥	窒素 kg/10a				
	追肥	窒素 kg/10a				

- 注)使用資材名は原則として商品名ではな
- く、主成分を示す一般的名称とする。

## 例3) 有作くん

特別栽培農産物

節減対象農薬:○○地域比○割減化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用農水省新ガイドラインによる表示△△出荷組合

(その他の表示事項の 情報入手方法を記載)

上記の例1~3以外の表記方法については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」 別記1~3のとおりとする。